

安全管理システムの登録に関する事項

改正規則

船舶安全管理システム規則

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則

改正事項

安全管理システムの登録に関する事項

改正理由

登録規則の改正に伴い、今後の規則の総合的な見直しを考慮し、規則改正の簡易化を目的とする。

改正内容

規則中の引用する規則番号を章に改める。

改正条項

船舶安全管理システム規則 2.3.4

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則 2.3.4